

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	農業技術課	整理番号	1-2
処分の種類	肥料の譲渡制限、登録の取消等			
根拠法令条例等・条項	肥料取締法第31条第2項			
処分の概要	肥料取締法第31条第2項に基づく肥料の譲渡制限、登録の取消等			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未制定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】肥料取締法第31条第2項 都道府県知事は、その届出に係る販売業者、その登録した普通肥料若しくはその届出に係る指定配合肥料の生産業者又はその届出に係る特殊肥料の生産業者若しくは輸入業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき(表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない場合を除く。)は、これらの者に対し、当該肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、若しくは禁止し、又は生産業者について当該肥料の登録を取り消すことができる。</p>			
基準の制定根拠	—			